



福岡医発第 2006 号(地)
令和 6 年 10 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

介護分野の人員配置基準に関するローカルルールの把握のための
事例・要望に係る専用受付フォームの周知について（情報提供）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

介護分野の人員配置基準に関するいわゆるローカルルールについて、一層の実態把握や事例等の収集・整理・分析等を行うことを目的として、令和 6 年度老人保健健康増進等事業「人員配置基準のいわゆるローカルルールの把握・整理」（株式会社三菱総合研究所）が実施されているところです。

今般、厚生労働省より、本事業において、介護分野の人員配置基準に関するいわゆるローカルルールについて広く現状を把握するため、事例・要望に係る専用受付フォームを開設した旨、日本医師会を通じて通知がありましたので、ご連絡申し上げます。回答方法等の詳細につきましては、別添の概要資料をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該受付フォームに回答のあった事例・要望については、本年度末に取りまとめの上、公表予定としているとのことです。

記

（添付資料）

○介護分野の人員配置基準に関するローカルルールの把握のための事例・要望に係る専用受付フォームの周知について

（令和 6 年 10 月 9 日 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳大三郎
会長 島田昇二郎

以上

令和6年10月15日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

介護分野の人員配置基準に関するローカルルールの把握のための
事例・要望に係る専用受付フォームの周知について（情報提供）

介護分野の人員配置基準に関するいわゆるローカルルールについて、一層の実態把握や事例等の収集・整理・分析等を行うことを目的として、令和6年度老人保健健康増進等事業「人員配置基準のいわゆるローカルルールの把握・整理」（株式会社三菱総合研究所）が実施されているところです。

今般、厚生労働省より、本事業において、介護分野の人員配置基準に関するいわゆるローカルルールについて広く現状を把握するため、事例・要望に係る専用受付フォームを開設したとの事務連絡が発出されましたので、情報提供いたします。

回答方法等の詳細につきましては、別添の概要資料をご参照ください。

なお、当該受付フォームに回答のあった事例・要望については、本年度末に取りまとめの上、公表予定としているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・介護分野の人員配置基準に関するローカルルールの把握のための事例・要望に係る専用受付フォームの周知について（令6.10.9 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡）

以上

事務連絡
令和6年10月9日

各 { 都道府県介護保険主管課（室）
市区町村介護保険担当課（室） } 御中
介護保険関係団体 }

厚生労働省老健局 高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護分野の人員配置基準に関するローカルルールの把握のための
事例・要望に係る専用受付フォームの周知について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。
株式会社三菱総合研究所において、令和6年度老人保健健康増進等事業「人員配置基準の
いわゆるローカルルールの把握・整理」を実施しております。本事業は、介護分野の人員配
置基準に関するいわゆるローカルルールについて、一層の実態把握や事例等の収集・整理・
分析等を行うことを目的としております。

今般、本事業において、介護分野の人員配置基準に関するいわゆるローカルルールについ
て広く現状を把握させていただくため、事例・要望に係る専用受付フォームを開設しました。
当該受付フォームに回答のあった事例・要望については、本年度末に取りまとめの上、公表
予定としております。

各都道府県及び市区町村におかれましては、貴管内の介護事業者への周知をお願いいたし
ます。また、介護保険関係団体におかれましては、会員事業所への周知をお願いいたします。
周知を行う際の参考資料として、概要資料（別紙）をお送りしますので、御活用ください。

<受付フォーム掲載先>

以下の URL または二次元コードより専用ページへアクセスし、ご回答ください。

<https://forms.office.com/r/s4KBqFeNnA>



<本事業に関する問い合わせ先>

株式会社三菱総合研究所 ヘルスケア事業本部
「人員配置基準のいわゆるローカルルールの把握・整理」事務局
e:mail : r6-localrule-kijun@ml.mri.co.jp

以上

介護事業者・法人・事業者団体等の皆様へ

介護分野の人員配置基準に関する ローカルルールについてご回答をお願いいたします ～事例・要望等について募集します～

回答方法・回答期限

回答方法

以下のURLまたは二次元コードより
専用ページへアクセスし、
ご回答ください。

回答期限

11月22日（金）18：00まで
※ご回答状況により
変更となる可能性があります。

<https://forms.office.com/r/s4KBqFeNnA>



人員配置基準のいわゆるローカルルールとは



厚生労働省令で定められている人員配置基準等に従う範囲内で、
指定権者が独自に運用している規則等のことです。

例①

テレワークの
取り扱い

- ・ 同一法人の別の事業所でのテレワークは認めない
等、勤務場所が限定される

例②

管理者・従業員の
兼務、経験・資格

- ・ 管理者が兼務できる職種の数の上限の規定がある
- ・ 従業員に対し特定の資格の所持が求められる

例③

介護職員の定義

- ・ 身体介助等を行わない職員の
「介護職員」としての人員配置基準への算入の取
扱いが指定権者ごとに異なる

お問い合わせ先

「人員配置基準のいわゆるローカルルールの把握・整理」事務局
email : r6-localrule-kijun@ml.mri.co.jp